

は、あくまで外圍の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという緊急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてほじめて承認

その基本原則とする憲法が、右にいう自衛の目的の措置を無制限に認めているとは、解されないのである。それは、あくまで外圍の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという緊急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてほじめて承認

昭和四十七年一月五日起草 昭和四十七年一月七日決裁 玉蓋 早坂

長官 第一部長 参事官 参事官補

次長 総務主幹

集团的自衛権と憲法との関係について

参議院決算委員会（昭四七、九、一四）から提出要求があった標記の件について、別紙のとおりとりまとめたので、これを同委員会に提出してゆく。

内閣法制局

平成 27 年 9 月 11 日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

出典：昭和 47 年政府見解「集团的自衛権と憲法との関係について」原議資料（内閣法制局に対する情報公開請求によって開示された文書）、昭和 47 年 9 月 14 日参議院決算委員会吉國長官答弁及び平成 27 年 6 月 11 日参議院外交防衛委員会会議録より小西洋之事務所作成

吉國 内閣法制局長官答弁（参議院決算委員会 昭和 47 年 9 月 14 日）

○説明員（吉國一郎君）

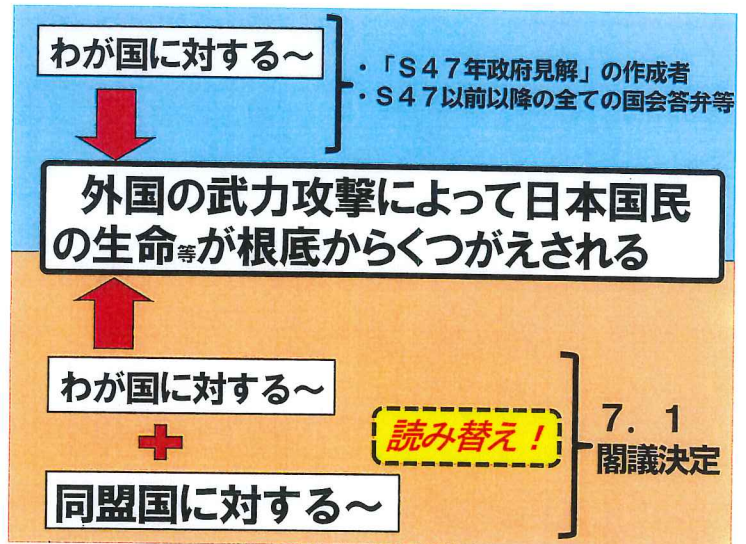
外国の侵略が現実に入った場合に、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する私どものいままでの解釈の論理の根底でございます。

その論理から申しまして、集团的自衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国が——日本とは別なほかの国が侵略されているということは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないということで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ

○説明員（吉國一郎君）

わが国は憲法第九条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるということは、どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れない

憲法九条は戦争放棄の規定ではございますけれども、その規定から言って、わが国が侵略をされてわが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるといふときに、この自国を防衛するために必要な措置をとるといふのは、憲法九条でかろうじて認められる自衛のための行動



平成27年6月11日 横畠 長官答弁

○小西洋之君
四十七年見解を作ったときに
限定的な集团的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんですね

○横畠内閣法制局長官
法理といたしましては
まさに当時から含まれている